

令和5年度 保育所運営 自主点検表

作成年月日	令和 年 月 日
保育所名	

【作成要領】

- 各項目について、施設運営の状況を内部点検した上で、「結果」欄の「適・否」、「適・否・非(該当)」又は「有・無」のいずれかを選んでください。
その際、「否」に該当する項目がある場合には、「特記事項」欄等に、その具体的な状況を記載してください。
- 本点検表は、作成時点の状況により記載するものですが、点検に当たっては、前年度及び当該年度の実施状況を踏まえて作成してください。

※様式が前年度から変更されていますので、留意してください。

盛岡市 保健福祉部 地域福祉課

点検事項	結果	特記事項								
(6) 非常災害等対策は、適切か。 <ul style="list-style-type: none"> ①防火管理者を選任し、届出をしているか(児童・職員30人以上)。 ②消防計画を作成し、届出しているか。 ③避難及び消火訓練を毎月1回以上行っているか。 <ul style="list-style-type: none"> ・自衛消防組織を編成しているか。 ・避難経路、避難口、避難場所は、適切か。 ・避難口や消火栓等の付近に障害物はないか。 ④消防用設備を適切に配置・点検し、年1回消防署に報告しているか。 <p>(参考)法定点検における内容と基準について</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">点検内容</th><th style="text-align: center;">点検基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">外観点検(破損、変形等)</td><td style="text-align: center;">6月ごと</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">機能点検(作業、性能)</td><td style="text-align: center;">6月ごと</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">総合点検</td><td style="text-align: center;">1年ごと</td></tr> </tbody> </table>	点検内容	点検基準	外観点検(破損、変形等)	6月ごと	機能点検(作業、性能)	6月ごと	総合点検	1年ごと	適・否・非 適・否・非 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否	
点検内容	点検基準									
外観点検(破損、変形等)	6月ごと									
機能点検(作業、性能)	6月ごと									
総合点検	1年ごと									
(5)盛岡市防災マップ等により、発生する恐れのある自然災害について確認しているか。	適・否	「盛岡市防災マップ」(平成30年8月) ※広報ID: 1024098								
(6)地震・水害・土砂災害等の非常災害に対処するための計画を策定しているか。 <ul style="list-style-type: none"> ・上記の計画に次の項目が全て掲載されているか。 1.施設の立地条件、2.災害に関する情報の入手方法 3.災害時の連絡先及び通信手段の確認、4.非難を開始する時期及び判断基準 5.避難場所、6.避難経路、7.避難方法、8.災害時の人員体制及び指揮系統 9.関係機関との連絡体制 	適・否	(参考)「児童福祉施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」(平成28年9月9日付け雇児総発0909第2号)								
(7)地震・水害・土砂災害等を想定した避難訓練を実施しているか。	適・否									
(8)盛岡市防災マップにおいて、施設が洪水又は土砂災害が想定される地区に立地している場合、避難確保計画を作成し、市へ提出しているか。また、計画に変更があった場合は、変更後の計画を市へ提出しているか。	適・否・非									
(9)盛岡市防災マップにおいて、施設が洪水又は土砂災害が想定される地区に立地している場合、水防法及び土砂災害防止法に基づき避難訓練を実施しているか。	適・否・非									
(10)安全管理に関して、職員の共通理解を図り、役割分担を明確にしているか(職員体制が手薄な時間帯等の対応は適切か)。	適・否									
(11)児童の送迎は、原則として保護者が行うべきことを保護者に徹底しているか。	適・否									
(12)緊急時の際の地域や最寄りの関係施設等の協力体制を確立しているか(不審者情報がある場合の体制整備を図っているか)。	適・否									
(7)業務継続計画を策定しているか。 <ul style="list-style-type: none"> ①上記の計画は、職員に対し周知されているか。 ②上記の計画に必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。 	適・否 適・否 適・否									
(8)感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修・訓練を実施しているか。	適・否									
(9)職員の衛生管理・健康管理は、適切か。 <ul style="list-style-type: none"> ①職員の健康診断は、毎年1回以上行っているか。 ②職員の採用時の健康診断を実施しているか。 	適・否 適・否									
(10)苦情への対応は適切か。 <ul style="list-style-type: none"> ①苦情解決責任者及び苦情受付担当者を選任しているか。 ②第三者委員を設置しているか。 ③利用者等への周知は適切か。 ④苦情処理対応は適切か。 	適・否 適・否 適・否 適・否									
(11)地域の実情に応じて、乳児の受け入れ体制の整備に努めているか。 <p>乳児を受け入れる場合、保健師又は看護師を配置するよう努めているか。</p>	適・否・非									
(12)秘密保持は、適切か。 <ul style="list-style-type: none"> ①職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らしていないか。 ②職員でなくなった後も、秘密を保持すべき措置を講じているか。 	適・否 適・否									

点検事項	結果	特記事項
3 管理運営		
(1) 運営規程は、次の①から⑪の項目を規定し、適正に作成しているか。		
①施設の目的及び運営の方針	適	・ 否
②提供する保育の内容	適	・ 否
③職員の職種、員数及び職務の内容	適	・ 否
④保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日	適	・ 否
⑤保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額	適	・ 否
⑥乳児、3歳未満の幼児及び3歳以上の幼児の区分ごとの利用定員	適	・ 否
⑦保育の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項	適	・ 否
⑧緊急時等における対応方法	適	・ 否
⑨非常災害対策	適	・ 否
⑩虐待の防止のための措置に関する事項	適	・ 否
⑪その他施設の運営に関する重要事項	適	・ 否
(2) 運営規程は、実態に即しているか。	適	・ 否
(3) 管理体制は適正か。		
①事業計画は、職員や利用者の意見等を踏まえて作成しているか。	適	・ 否
②職員の事務分掌を明確にし、全職員に周知しているか。 (専決・代決等の他の規定と整合性がとれているか。)	適	・ 否
③施設長は、有資格者を専任で配置しているか。 (無資格、他職務と兼務の場合、管理上の支障はないか。)	適	・ 否
④職員会議等の諸会議を適正に開催し、記録を整備しているか。 (会議欠席者に内容を周知しているか。)	適	・ 否
(4) 就業規則等は、適正か。		
①就業規則を適正に作成し、労働基準監督署に届け出ているか。 (職員10人以上必須)	適	・ 否
②労働者名簿を適正に作成しているか。	適	・ 否
③労働時間を適正に管理しているか。	適	・ 否
④始業・終業時間、休憩時間は、明確か。	適	・ 否
⑤年次有給休暇の付与日数、次年繰越は、適正か。	適	・ 否
⑥管理職の規定、範囲は、適正か。	適	・ 否
⑦定年制を定めている場合、60歳以上としているか。	適	・ 否
⑧育児・介護休業、産前・産後休業に関する規定を整備し、適正に運用しているか。	適	・ 否
⑨時間外・休日労働に関する協定(通称36協定)を適正に締結し、労働基準監督署に届出を行っているか。	適	・ 否 ◎36協定(労働基準法第36条に基づく協定)
⑩非常勤・臨時職員の取扱規程を整備し、適正に雇用契約を締結しているか。	適	・ 否 締結日:
⑪臨時職員の健康保険等の加入に配慮しているか。	適	・ 否

点検事項	結果	特記事項
4 会計経理		
(1) 予算・決算は、適正か。	適・否	
①予算は、事業計画を基に、所定の手続を経て、毎会計年度開始前に編成しているか。	適・否	
②必要な時期に所要の補正予算を編成しているか。	適・否	
③決算関係書類は、毎会計年度終了後2箇月以内(社会福祉法人は3箇月以内)に作成しているか。	適・否	
(2) 会計処理は、適正か。		◎前年度の補正予算の編成状況を記載すること。
①経理規程を適正に作成し、規程に基づいて処理しているか。	適・否	
②会計責任者、出納職員、契約担当者を任命しているか。	適・否	
③現金の取扱いに関して、責任者、処理手順を明確にしているか。	適・否	
④保育所運営費等の請求は適正に行っているか。	適・否	
⑤延長保育等に係る利用料に関して、適正に設定し、収入処理しているか。	適・否	
⑥現金、預金等の保管は適切に行っているか。	適・否	◎会計責任者 (職) _____ (氏名) _____
⑦寄附金の受入れは、寄附申込書の徴収及び領収書の交付を行い、適正に収入処理しているか。	適・否	◎出納職員 (職) _____ (氏名) _____
⑧会計処理に関する内部けん制体制が確立され、有効に機能しているか。	適・否	◎契約責任者 (職) _____ (氏名) _____
⑨職員給食を実施している場合、徴収単価を適切に設定しているか。	適・否・非	◎現行の延長保育料 適・否・非
⑩物品購入等の契約事務を適正に行っているか。 また、納入業者を適切に選定しているか。	適・否	
⑪小口現金の受払いを適正に処理しているか。	適・否	
⑫他の事業等との共通経費の按分を適正に処理しているか。	適・否	
⑬他の会計間の貸付は、適正に行われているか。	適・否	
5 保育所委託費(運営費)の弾力運用の状況		
※「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」(平成27年9月3日付け府子本第254号、雇児発0903第6号内閣府子ども子育て本部統括官・厚生労働省各局長連名通知)、以下「経理等通知」という。		
(1) 人件費、管理費、事業費の充當に係る弾力運用を行っている場合、次の要件をすべて満たしているか。	適・否・非	5(1)について ①から⑦までの要件をひとつでも満たさない場合、次の経費の相互の充當は、認められない。 ・「人件費」 ・「管理費」 ・「事業費」
①「児童福祉施設設備運営基準」を遵守している。	適・否	
②委託費に係る交付基準及びそれに関する厚生労働省通知等に示す職員の配置等の事項を遵守している。	適・否	
③給与に関する規程を整備し、その規程により適正な給与水準を維持している等人件費の運用を適正に行っている。	適・否	
④給食について必要な栄養量を確保し、嗜好を生かした調理を行っているとともに、日常生活について必要な諸経費を適正に確保している。	適・否	
⑤入所児童に係る保育が『保育所保育指針』を踏まえているとともに、処遇上必要な設備を整備しているなど児童の処遇が適切である。	適・否	
⑥運営・経営の責任者である理事長等の役員、施設長及び職員が、国等の行う研修会に積極的に参加するなど、役職員の資質の向上に努めている。	適・否	
⑦その他保育所運営以外の事業を含む当該保育所の設置者の運営について、問題となる事由がない。	適・否	

点検事項		結果	特記事項
	(2) 次年度以降の当該保育所の経費に充てるため、人件費積立資産、修繕積立資産、備品等購入積立資産の積立てを行っている場合、(1)①から⑦までの要件をすべて満たしているか。	適・否・非	5 (2)について ◎積立金の額 ・人件費積立資産 _____円 ・修繕積立資産 _____円 ・備品等購入積立資産 _____円
	(3) 各積立資産を目的外に使用する場合、市子育てあんしん課への事前協議し、承認を得ているか。	適・否・非	
	(4) 運営費を、同一法人が設置する保育所等の建物、設備の改善等の経費（経理等通知別表2に掲げる経費）等に充当している場合、次の要件を満たしているか。 (ア) 次の①から⑧までのうち、いずれかの事業が実施されている。 ①延長保育事業又はこれと同様の事業 ②一時預かり事業（ただし、当分の間は一時保育促進事業の要件を満たし、実施しているものも含む。） ③乳児を3人以上受け入れている等低年齢児童の積極的受入 ④地域子育て支援拠点事業又はこれと同様の事業 ⑤特別児童扶養手当対象障害児の受入 ⑥家庭支援推進保育事業又はこれと同様の事業 ⑦休日保育加算の対象施設 ⑧病児保育事業又はこれと同様の事業 (イ) (1)の①から⑦までの要件をすべて満たしている。 (ウ) 充当額が処遇改善加算等基礎分相当額の範囲内となっている。	適・否 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 適・否 適・否	5 (3)について ◎各積立資産の目的外使用に係る子育てあんしん課への協議 ・承認日：_____年_____月_____日 ・積立資産総額 _____円 ・積立資産取崩額 _____円 ・充当先 _____円
	(5) 運営費を、同一の設置者が運営する子育て支援事業（企業主導型保育事業を含む）に係る経費（経理等通知別表3に掲げる経費）及び社会福祉施設等に係る経費（経理等通知別表4に掲げる経費）に充当している場合、次の要件を満たしているか。 (ア) (1)の①から⑦までの要件を全て満たしている。 (イ) (4)(ア)の①から⑧までのうち、いずれかの事業を実施している。 (ウ) 計算書類を保育所に備え付け、閲覧に供している。 (エ) 毎年度、次のいずれかが実施されている。 ・第三者評価加算の認定を受け、サービスの質の向上に努めている。 ・苦情解決の仕組みについて周知、第三者委員を設置し、適切な対応を行っているとともに、苦情内容と解決結果の定期的な公表を行うなど利用者の保護に努めている。 (オ) 処遇改善等加算の賃金改善要件のいずれも満たしていること。 (カ) 充当額が処遇改善加算等基礎分相当額の範囲内となっている。	適・否・非 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否	5 (4)(ウ)について ◎処遇改善加算等基礎分相当額（前年度決算分） _____円 5 (5)(ウ)、(6)ウ財務諸表について ①社会福祉法人の場合 資金収支計算書 事業区分資金収支内訳表 拠点区分資金収支計算書 拠点区分資金収支明細書 ②学校法人の場合 資金収支計算書 資金収支内訳表 ③株式会社の場合 損益計算書 貸借対照表 ※「保育所の設置認可等について」（平成13年3月30日付け児発第295号）に定めるもの
	(6) 同一設置者が運営する保育所等に係る経費（経理等通知別表5に掲げる経費）及び子育て支援事業に係る経費（経理等通知別表3に掲げる経費）に充当している場合、次の要件を満たしているか。 (ア) (1)の①から⑦までの要件を全て満たしている。 (イ) (4)(ア)の①から⑧までのうち、いずれかの事業を実施している。 (ウ) 計算書類を保育所に備え付け、閲覧に供している。 (エ) 每年度、次のいずれかが実施されている。 ・第三者評価加算の認定を受け、サービスの質の向上に努めていること。 ・苦情解決の仕組みについて周知、第三者委員を設置し適切な対応を行っているとともに、苦情内容と解決結果の定期的な公表を行なうなど、利用者の保護に努めている。 (オ) 処遇改善等加算の賃金改善要件のいずれも満たしていること。 (カ) 充当額が委託費の3箇月分に相当する額の範囲内となっている。	適・否・非 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否	5 (6)(カ)について ◎処遇改善加算等基礎分相当額（前年度決算分） _____円

点検事項		結果	特記事項
	(7) 修繕積立資産と備品等購入積立資産を統合し、増改築に伴う土地取得に要する経費を含む「保育所施設・設備整備積立資産」の積み立てを行っている場合、(5)の要件を満たしているか。	適・否・非	5 (7)について ◎積立金の額 ・人件費積立資産 円 ・保育所施設・設備整備積立資産 円
	(8) (6)の要件を満たす場合において、各積立資産をそれぞれの目的外に使用する場合は、事前に市子育てあんしん課(社会福祉法人又は学校法人の場合は、理事会)において、その使用目的、取り崩す金額、時期等を十分審議の上、保育所の経営上やむを得ないものとして承認された場合に使用しているか。	適・否・非	
	6 前期末支払資金残高の取扱い		
	(1) 前期末支払資金残高を取り崩す額が、施設に係る拠点区分の事業活動収入予算額の3%を超える場合、市子育てあんしん課に事前協議を行い、承認を得ているか。(社会福祉法人又は学校法人の場合は理事会の承認。)	適・否・非	6 (2)(ウ)財務諸表について ①社会福祉法人の場合 資金収支計算書 事業区分資金収支内訳表 拠点区分資金収支計算書 拠点区分資金収支明細書
	(2) 前期末支払資金残高から経理等通知3 (2)①、②及び③の経費(法人本部運営経費等)に充当している場合、次の要件を満たしているか。 (ア) 5 (1)の①から⑦までの要件を全て満たしている。 (イ) 5 (4)(ア)の①から⑧までの事業のうち、いずれかを実施している。 (ウ) 財務諸表を保育所に備え付け、閲覧に供している。 (エ) 毎年度、次のいずれかが実施されている。 ・第三者評価加算の認定を受け、サービスの質の向上に努めている ・苦情解決の仕組みについて周知、第三者委員を設置し適切な対応を行っているとともに、苦情内容と解決結果の定期的な公表を行うなど利用者の保護に努めている (オ) 処遇改善等加算の賃金改善要件のいずれも満たしていること。 (カ) 市子育てあんしん課への事前協議(社会福祉法人又は学校法人の場合は、理事会)で承認を得ている。	適・否・非 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否	②学校法人の場合 資金収支計算書 資金収支内訳表 ③株式会社の場合 損益計算書 貸借対照表 ※「保育所の設置認可等について」(平成13年3月30日付け児発第295号)に定めるもの
	(3) 当期末支払資金残高は、当該年度の委託費収入の30%以下となっているか。	適・否	6 (2)当期末支払資金残高の充当先 a: 法人本部運営経費 円 b: 他の社会福祉事業、子育て支援事業の運営、施設設備の整備等経費 円 c: 公益事業の運営、施設設備の整備等経費 円
	7 委託費(運営費)の管理・運用		
	(1) 同一法人内における各施設拠点区分、本部拠点区分、収益事業等の事業区分への委託費の貸付については、法人の経営上やむを得ない場合に、当該年度に限って行っているか。また、同一法人内で各施設拠点区分、本部拠点区分、収益事業等の事業区分以外への貸付けは行っていないか。	適・否・非	6 (3)当期末支払資金残高について ◎積立金の額 a: 委託費収入額 円
	(2) 次の①から④のうち、いずれかに該当する場合、市に対して経理等通知の「別表6 収支計算分析表」を提出しているか。 ①同一の設置者が設置する保育所等の経理等通知における経理等通知別表2の経費等への支出の合計額が改善基礎分を超えている場合 ②子育て支援事業に係る経理等通知における経理等通知別表3への経費及び同一の設置者が設置する社会福祉施設等に係る経理等通知における経理等通知別表4への経費等への支出の合計額が処遇改善加算等基礎分を超えている場合、又は子育て支援事業に係る経理等通知別表3への経費及び同一の設置者が設置する保育所等に係る経理等通知における経理等通知別表5の経費等への支出の合計額が、委託費の3箇月分に相当する額を超えている場合 ③保育所に係る拠点区分から、委託費の使途範囲以外の支出が行われていた場合 ④当該年度の各種積立支出及び当期資金収支差額の合計額が、当該保育所の拠点区分の事業活動収入計(決算額)の5%相当額を上回る場合	適・否・非 有・無 有・無 有・無 有・無	b: aの30%の額 円 c: 当期末支払資金残高 円 7 (2)①及び②について ◎処遇改善加算等基礎分相当額 (前年度決算分) 円